

前回諮問案件について（報告）

平成 23 年 7 月 5 日付け寒教学第 434 号で諮問された「平成 21 年度に行われた全国学力・学習状況調査の寒川町の中学校、小学校の国語・数学(算数)それぞれの調査結果」に係る公文書非公開決定についての審理において、審査会から、情報公開制度の適正な運用を図る観点から、次の 2 点について全庁的に注意喚起が必要との指摘がありました。

- (1) 各実施機関は、請求者との円滑なコミュニケーションを図り、請求者の意図を正しく把握するよう努力すること
- (2) 非公開決定を行うにあたっては、情報公開条例の目的と公文書の公開義務を踏まえた上で、条例第 5 条各号に規定する非公開事由への該当性を十分に検討すること。

指摘された事項については、事務局より町長に報告の上、別紙平成 23 年 9 月 29 日付け総務部長通知により、全職員へ通知しました。

〈参考〉 審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成 23 年 7 月 5 日	実施機関から諮問書を受理
平成 23 年 7 月 5 日	実施機関に対し理由説明書の提出を要求
平成 23 年 7 月 11 日	実施機関から理由説明書を受理
平成 23 年 7 月 13 日	異議申立人に理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
平成 23 年 7 月 19 日	異議申立人から意見書を受理し、実施機関に送付
平成 23 年 8 月 9 日	審査会会議(1 回目) インカメラ審理の実施
平成 23 年 8 月 17 日	審査会会議(2 回目) 異議申立人による口頭意見陳述及び質疑 実施機関からの口頭説明及び質疑
平成 23 年 9 月 20 日	審査会会議(3 回目) 答申の検討
平成 23 年 9 月 27 日	答申書を教育委員会委員長へ提出 (寒川町教育委員会が行った非公開決定処分を取り 消し、公開決定すべき旨を答申)

平成 23 年 9 月 29 日

職 員 各 位

総 務 部 長

情報公開制度の適正な運用について（通知）

このことについて、寒川町情報公開条例に基づき制度を適正に運用するよう、寒川町情報公開審査会から指摘がありました。

つきましては、条例の各規定や「寒川町情報公開条例 解釈と運用」を再度確認のうえ、特に今回指摘された次の事項に留意し、適正に運用してください。

- ① 情報を求める方への対応においては、相手とのコミュニケーションを十分に図り、どのような情報を求めているのか、その意向を正しく把握するよう努めてください。
また、その情報が、条例第 9 条第 1 項ただし書の規定による即時公開や条例第 32 条の規定による情報提供で対応できるものなのか、各課において適切に判断してください。（各規定の適用に関し、判断に迷う場合や、事前に即時公開できるものを定めておきたい場合等は、総務課行政総務担当にご相談ください。）
- ② 公文書は原則公開です。条例第 5 条（実施機関の公開義務）の規定にあるとおり、実施機関は、公開請求のあった公文書に非公開情報（第 5 条第 1～6 号）が記録されている場合を除き、公文書を公開しなければならないという義務があります。
非公開決定を行う際には、非公開情報に該当するか否かを十分に検討したうえで行ってください。（非公開を検討するにあたっては、「解釈と運用」の 7～30 頁を再度ご確認ください。）
また、非公開情報が記録されている場合であっても、安易に全部非公開の決定を行うのではなく、部分公開（第 6 条）の処理を検討してください。

事務担当：総務課行政総務担当(内 211)